

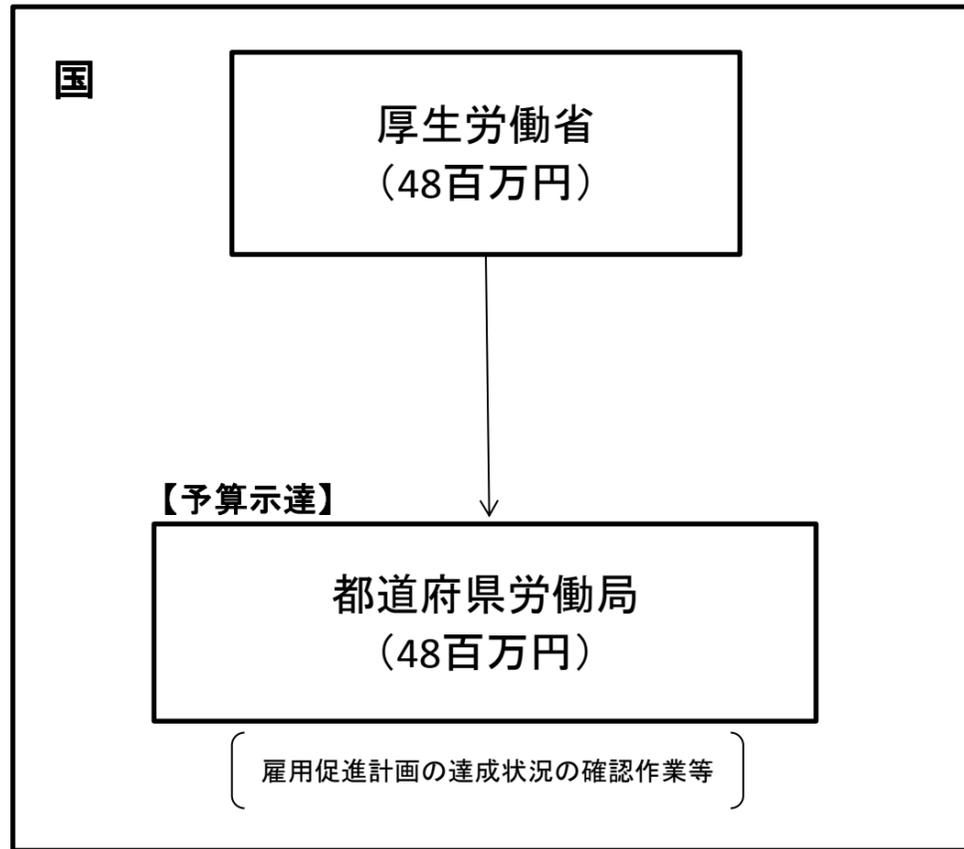
平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	雇用促進税制の実施に必要な経費		担当部局庁	職業安定局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成24年度～平成26年度		担当課室	雇用政策課	雇用政策課長 本多 則恵			
会計区分	一般会計		政策・施策名	—				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	雇用対策法第15条 雇用対策法施行規則附則第8条		関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	一定の雇用者数の増加等が確認された場合に税額控除を行うことにより、事業主の雇用拡大に対するインセンティブをより一層高めるものと期待され、今後の成長が期待される産業でのより積極的な雇用創出や学卒未就職者等の雇用機会が増加することが見込まれる。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>本年4月1日以降、雇用促進税制の活用を希望する企業が雇用促進計画の達成状況の確認を受けるため、公共職業安定所等の窓口によく訪れることとなるが、達成状況の確認作業が遅れ、確定申告期限に間に合わないことがあっては、本制度や行政への信頼を失うこととなるため、作業を迅速かつ正確に行うための体制整備を行う。</p> <p>あわせて、成長企業が、質の高い雇用の拡大を効果的に実施できるような環境を整備するという観点から、雇用促進計画や雇用促進税制の仕組みを有効に活用しつつ、成長企業の開拓、雇入れや雇用管理改善に関する助言・指導、雇用の定着に関する支援を行う。</p>							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
		当初予算		51	60	78		
		補正予算						
		繰越し等						
	計			51	60	78		
	執行額			48				
執行率(%)			94					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (毎年度)	
	ハローワーク利用率 (ハローワークにおいて受理した求人数/計画開始時にハローワークへの求人提出希望「有」とした求人見込数) ※雇用促進計画を提出した事業所からの求人に限る		成果実績	%	—	—	109.3	100
			達成度	%	—	—	109.3	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	訪問等により開拓した求人数		活動実績 (当初見込み)	人	—	—	27,785	—
単位当たりコスト	1,732(円/訪問等により開拓した求人数)		算出根拠	平成24年度執行額(48,117千円)/訪問等により開拓した求人数(27,785人)				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	52	67	相談員の要求人数を増やしたことによるもの。				
	庁費	8	11					
計	60	78						

事業所管部局による点検						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	平成24年度雇用促進計画について、平成24年4月1日から平成25年4月30日までに、29,232件の提出があり、196,989人の雇用者の増加を予定していることから、広くニーズがあると考えられる。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	雇用促進計画の内容は雇用保険システムを活用するものであるため、本事業は国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	平成25年度の税制改正によって雇用促進拡充が盛り込まれたことから雇用促進計画の受付件数は増加傾向にあり、より一層の支援が求められていることから、優先度の高い事業となっている。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	費目等も本事業の目的に即し、真に必要なものに限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	雇用促進計画の内容は雇用保険システムを活用するものであるため、国で実施することが他の手段と比較して実効性の高い手段である。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	ハローワークにおいて受理した求人数(雇用促進計画を提出した事業所からの求人に限る)のうち、約2割が訪問等による開拓した求人であり、活動実績は妥当なものである。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	平成25年度の税制改正において、多様な人材の潜在力を引き出すことで「成長による富の創出」につながることから、「個人の可能性が最大限発揮され雇用と所得が拡大する国」を目指し、税制の施策を講じることが重要との認識の下、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」のひとつとして雇用促進税制の拡充が盛り込まれたところである。当該税制改正の影響もあり、雇用促進計画の受付件数は徐々に増えており、前年度を上回ることが見込まれていることから、本事業は引き続き必要であると考えられる。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	雇用促進税制の実施に必要な経費は概ね妥当であるが、引き続き効率的な執行に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	—					
備考						
○本制度は、ハローワーク等に①事業年度開始後2か月以内に雇用促進計画を提出し、②事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することが必要であり、ハローワーク等で確認した雇用促進計画を確定申告時に添付すること等により税制の適用となるかどうか分かる仕組みとなっている。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	—	平成23年	—	平成24年	新24-0025

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.東京労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	雇用促進計画の達成状況の確認作業に必要な経費等	16			
計		16	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京労働局	雇用促進計画の達成状況の確認作業等	16		
2	大阪労働局	雇用促進計画の達成状況の確認作業等	9		
3	愛知労働局	雇用促進計画の達成状況の確認作業等	8.6		
4	神奈川労働局	雇用促進計画の達成状況の確認作業等	2.3		
5	静岡労働局	雇用促進計画の達成状況の確認作業等	2.2		
6	岐阜労働局	雇用促進計画の達成状況の確認作業等	2.2		
7	兵庫労働局	雇用促進計画の達成状況の確認作業等	2.2		
8	北海道労働局	雇用促進計画の達成状況の確認作業等	2.1		
9	福岡労働局	雇用促進計画の達成状況の確認作業等	2		
10	埼玉労働局	雇用促進計画の達成状況の確認作業等	1.3		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					